高圧ガス販売事業届書類

 （液化石油ガス関係）

 １ 申請書様式

「液石則　様式２１（第３８条関係）」

 ２ 販売計画書

　　　　　　別添の「販売計画書（液石則）」のとおり

 ３ 引渡し先台帳（見本）

 　　・必要記載事項

 販売先の名称及び所在地

 販売先の保安責任者又は販売主任者の氏名

消費者へ販売する場合は容器から消費者側の最初の閉止弁までの配置図

　　　４　容器授受記録簿（見本）

　　　　　・必要記載事項

 充填容器の記号及び番号

 充填容器の種類及び充填質量

 授受先及び授受年月日

５ 高圧ガス保安法遵守状況適合表

 別添の「高圧ガス保安法遵守状況適合表（液石則）」

必要に応じて添付書類有り。

 ６ 法人の場合にあっては登記簿謄本及び定款

 ７ 申請者が個人である場合は、本人を確認することができる書類

 ８ 販売所の位置及び付近の状況を示す図面

 ９ 容器置場の構造図

容器置場を所有しない場合は、その根拠となる契約書等

 　（委託契約書、配送契約書等）

 １０ 販売主任者（液石則）選任届書（免状の写し、履歴書、雇用証明書）

様式第２１（第38条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 |  　　　　年 　月 　日 |
| 名　　称（販売所の名称を含む。） |  |
| 事務所（本社）所在地 |  |
| 販売所所在地 |  |
| 販売をする高圧ガスの種類 |  |
|  　　　　　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名　　　　　　　　　　　　 　石　川　県　知　事　殿 |
|  備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 　　　２　×印の項は記載しないこと。　　　　 |

|  |
| --- |
| 販売計画書（液石則） |
|  販売の目的（※１） |  |
|  事務所所在地 |  |
|  販売所所在地 |  |
|  容器置場所在地 | （第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、その他貯蔵所） |
|  販売する高圧ガスの種類 |  |
| その他貯蔵所詳細 | 容器置場の床面積 |  間口 ｍ × 奥行 ｍ ＝ 床面積 ㎡ 内訳 充てん容器 ㎡、残ガス容器 ㎡ |
| ガスの最大貯蔵量 |  充てん容器(容量： kg)× 本、残ガス容器 本 最大貯蔵量 kg |
| 火気との距離 |  火気（ ） ｍ |
| 適用される置場距離 |  障壁構造 |  （扉） 有 無 （壁） 有 無 |
| 　第一種保安物件からの距離　　　　　ｍ（物件名：　　　　　　　　）　第二種保安物件からの距離　　　　　ｍ（物件名：　　　　　　　　） ｌ１ ｍ、 ｌ２ ｍ、ｌ３ ｍ、ｌ４ ｍ |
|  ガスの購入先（※２） | （許可番号、登録番号 ） |

※１ 販売の目的の欄には、販売区域、供給先におけるガスの使用目的、供給先の数等を記載すること。

※２ ガスの購入先の欄には、製造の許可番号あるいは販売の登録番号も記載すること。 引渡し先台帳（見本１）

 　　　　　　 （小売業者用）

消費者保安台帳

|  |  |
| --- | --- |
| 消費者名称 |  |
| 消費者所在地 | （Tel.　　　　　　　　　　　） |
| 保安責任者氏名 |  |
| 貯蔵量 | 　　　　　　　　kg　　（　　　　kg 容器　×　　本） |
| 設備 |  | メーカー及び名称 | 設置年月日 | 備考（用途等） |
| 調整器 |  |  |  |
| メーター |  |  |  |
| 消費設備① |  |  |  |
| 消費設備② |  |  |  |
| 消費設備③ |  |  |  |
| 消費設備④ |  |  |  |
| 消費設備⑤ |  |  |  |
| 配置略図（※）  |
| 備　考 |  |

※ ガスの消費場所が消費者所在地と異なる場合は、ガスの消費場所の所在地を記載する。

引渡し先台帳（見本２）

 　　　 （卸売業者用）

販売所保安台帳

|  |  |
| --- | --- |
| 販売所名称 |  |
| 販売所所在地 | （Tel.　　　　　　　　　　　） |
| 販売事業届出（許可）年月日 | 年　　月　　日　　　　　　都 道 府 県 届出（許可） |
| 販売主任者氏名 |  |
| 販売所の事業内容 |  |
| 容器置場略図 （面積 ㎡）  |
| 備　考 |  |

引渡し先台帳（見本３）

 　　　 （小売業者・卸売業者共通）

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 保　安　に　関　す　る　事　項 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

容器授受記録簿（見本）

　　　　年度

容器授受記録簿

販売先：　　　　　　　　容器の種類：　　　　　　　充填質量：　 　kg

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 充填容器 | 仕入先 | 返却先 |
| 記号 | 番号 | 年月日 | 名称 | 年月日 | 名称 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

高圧ガス保安法遵守状況適合表（液石則）　　　　　　　　　　　　販売所名：

液化石油ガス保安規則４１条第１項の技術上の基準に対応する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 内　　容 | 対応事項（該当するものに○を付すこと） | 添付資料 |
| １号 | 保安台帳の整備の整備 |  | 液化石油ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を整備します。 | **別添** |
| ２号 | 充てん容器の引渡し |  | 充てん容器の引渡しは外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がなく、かつ当該ガスが漏洩していないものをもって行います。 |  |
| ３号 | 容器検査実施済の容器の引渡し |  | 容器検査期間を6ヶ月以上経過しているものを引渡ししません。 |  |
| ４号 | 燃料の用に供する消費者への販売 |  | 内容積20ﾘｯﾄﾙ以上の容器販売では、周囲２ｍ以内の火気を遮る措置を講じ、かつ屋外に設置します。 |  |
|  | 屋外に設置が困難な場合は、ガスが滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした場合にガスが火気に触れないような措置を講じます。 |
|  | 充てん容器は湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じます。 |
|  | 充てん容器は常に40℃以下に保ちます。 |
|  | 内容積５ﾘｯﾄﾙを超える容器では転倒防止措置を講じます。 |
|  | 充てん容器と閉止弁の間は2.6MPaの耐圧試験及び1.6MPa以上の気密試験に合格した調整器を使用します。 |
|  | 配管は原則として以下の耐圧試験に合格するものを使用します。（充てん容器～調整器：2.6MPa、調整器～閉止弁：0.8MPa） |
|  | 硬質管以外の管と硬質管、調整器を接続する場合は、その部分をホースバンドで締め付けるか、継手を使用します。 |
| ５号 | 燃料の用に供する消費者への販売する場合の必要器具 |  | 配管の気密試験のための器具を備えます。 |  |

液化石油ガス保安規則１９条の技術上の基準に対応する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 内　　容 | 対応事項（該当するものに○を付すこと） | 添付資料 |
| １号 | 貯槽により保存する場合の技術上の基準 |  | 以下の措置を講じています。 |  |
|  | 貯槽による貯蔵を行いません。 |
| イ | 液化石油ガスの貯蔵 |  | 通風の良い場所に設置された貯槽で行います。 |  |
| ロ | 貯槽の周囲 |  | ２ｍ以内の火気の使用を禁止し、かつ、引火性・発火性の物を置きません。 |  |
|  | 漏えいした液化石油ガスに係る流動防止装置を講じています。 |
|  | 漏えい時は連動装置により火気を消す措置を講じています。 |
| ハ | 液化ガスの貯蔵 |  | 貯槽の常用温度における内容積の90％以内とします。 |  |
| ニ | 貯槽の修理・清掃・その後の使用 |  | 修理を行う際は作業計画や責任者を定め、計画に従い責任者の監督の下で行います。 |  |
|  | 修理では危険防止措置を講じます。 |
|  | 修理等のため貯槽内に入る場合は危険防止措置を講じます。 |
|  | 貯槽を開放して修理する場合はガス漏えい防止措置を講じます。 |
|  | 修理等終了後は漏えいのないことを確認します。 |
| ホ | 貯槽の沈下状態を測定するための措置 |  | 貯槽の沈下状態を測定するための措置を講じます。 |  |
| ヘ | 貯槽及びその配管のバルブの操作 |  | バルブを操作する場合、過大な力を加えないような措置を講じます。 |  |
| ２号 | 容器により保存する場合の技術上の基準 |  | 以下の措置を講じています。 |  |
|  | 容器による貯蔵を行いません |
| イ | 貯蔵場所について |  | 船、車両、若しくは鉄道車両に固定、積載したままで貯蔵しません。 |  |
| ロ | 液化石油ガスの貯蔵 |  | 通風の良い場所に設置された場所を確保します。 |  |
| ハ | 一般複合容器等の貯蔵 |  | 刻印等に示された年月から15年を経過したものを貯蔵に使用しません。 |  |
|  | 一般複合容器等で貯蔵しません。 |
| ニ | 第６条第２項第７号の基準に適合すること |  | 容器は充てん置場、残ガス置場に区分して置きます。 |  |
|  | 容器置場には作業上必要な物以外の物を置きません。 |
|  | ２ｍ以内の火気の使用を禁止し、かつ、引火性・発火性の物を置きません。 |
|  | 容器は常に40℃以下に保ちます。 |
|  | 容器の転落・転倒防止措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしません。 |
|  | 容器置場は携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。 |
| ３号 | バルク貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 |  | 以下の措置を講じています。 |  |
|  | バルク貯槽による貯蔵を行いません |
| イ | 貯蔵能力が１ｔ未満の場合 |  | 液石法施行規則第19条第３号イ及びハからヘまで並びに第４号の規定の例に従って貯蔵します。 |  |
| ロ | 貯蔵能力が１ｔ以上の場合 |  | 液石法施行規則第16条第20号、第54条第２号イ、ハ、ホ（第19条第３号ハ及び第４号に係る部分に限る）及びへからチまでに掲げる基準に従って貯蔵します。 |  |